麻生区岡上地区
住居表示のしおり

住居表示の実施に伴い、令和３年 11 月 22 日（月）から住所の表し方が変わります。

《郵便番号は従来どおり変更ありません》

麻生区　岡上（おかがみ）１～６丁目　〒２１５－００２７

目　次

１．今回お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
２．11 月 22 日以降に届くもの・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
３．郵便について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
４．街区表示板の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
５．証明書の交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
６．新しい住所等の表し方(例)・・・・・・・・・・・・・・・・５ページ
７．建物の新築・改築等をする場合に必要な届出・・・・・・・６ページ
８．住所変更の手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・７ページ
９．土地・建物登記申請書の記載方法について・・・・・・１３ページ
関係機関案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ページ

Colors, Future!
川崎市

1　今回お届けしたもの

①通知書

住居表示後の新しい住所をお知らせするものです。
通知書は、15 歳以上の方に対し、１人につき　***10 通***　お届けしています。
ミシン目で切り離してお使いください。

※この通知書は、各種住所変更の手続の際に、住所の表し方が変わったことの公的な証明として使用することができます。
※通知書が不足する場合や、１５歳未満の方で住所変更の証明が必要な場合は、**11 月 22 日(月)以降**に「住居の表示の変更証明書」を区役所で請求してください。(詳細は４ページ「５　証明書の交付について」を参照)

通　知　書

令和３年〇〇月〇〇日

川崎　太郎　様（世帯主名または被通知者氏名）

川　崎　市　長　川崎市長　印

住居表示に関する法律第３条第１項及び第２項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり街区符号及び住居番号を付けましたので、同条第３項の規定により通知します。

氏　名　又　は　名　称		川崎　太郎　（被通知者氏名）
住所、居住施設の場所 の表示	実施前	〒215-0027 川崎市麻生区 岡上９８７６番地５ □□マンション　１０１
	実施後	〒215-0027 川崎市麻生区 岡上〇丁目１番２－１０１号　□□マンション
住居表示の実施期日		令和３年１１月２２日

本籍と現住所が同じ方の本籍表示については、上記の新町名と従来の地番で表します。

《お願い》

戸建ての借家または分譲マンション等の一室に賃貸でお住まいの方は、
所有者や管理者の方に新しい住所をお知らせください。

②小型町名表示板、住居番号表示板　(1 棟の建物につき１セット)

新しい住所を表示する青色のアルミ製の表示板です。
下の図のように並べて、門柱や郵便受けなど道路から見やすいところに取付けてください。
※集合住宅（アパート・マンション・団地）の場合は、管理者又は所有者の方にお届けしますので同封されていません。

1 今回お届けしたもの（つづき）

③「住居表示のお知らせ」用はがき　（１世帯、１法人につき　50 枚）

住所が変わったことを親せきや知人の方へお知らせするための無料はがきです。切手を貼る必要はありません。このはがきは実施日より前に投函することができます。
はがきが足りなくなった場合は、郵便局へお問合せください。

【問合せ先】日本郵便株式会社　麻生郵便局　電話０５７０－９４３－６４４
（音声案内　３を選択）

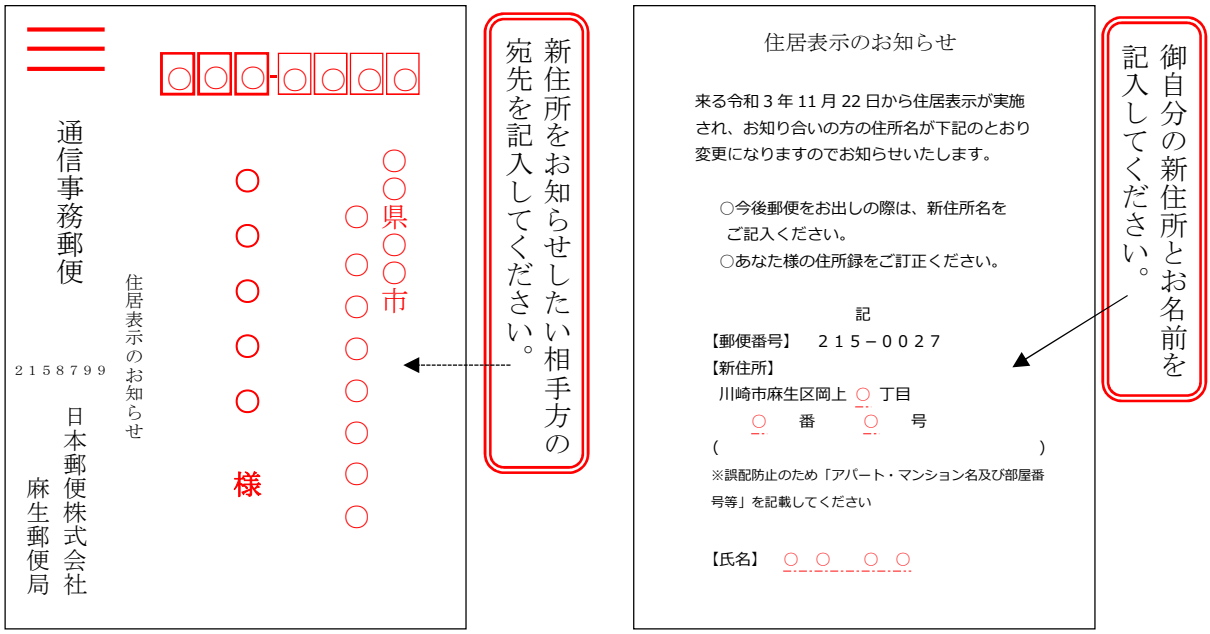

④各種おしらせ

「新住所決定のお知らせ」や「住居表示に関する質問」等、住居表示に関するお知らせを同封しています。

2　11 月 22 日以降に届くもの（本籍地が住居表示実施区域内にある方のみ）

本籍の表示変更通知書（11 月 22 日（月）以降に区役所から発送されます。）

住居表示実施に伴う町名の変更により、本籍の表し方が変わったことをお知らせするものです。
運転免許証の本籍の変更手続の際に御利用ください（手続の詳細は９ページ参照）。

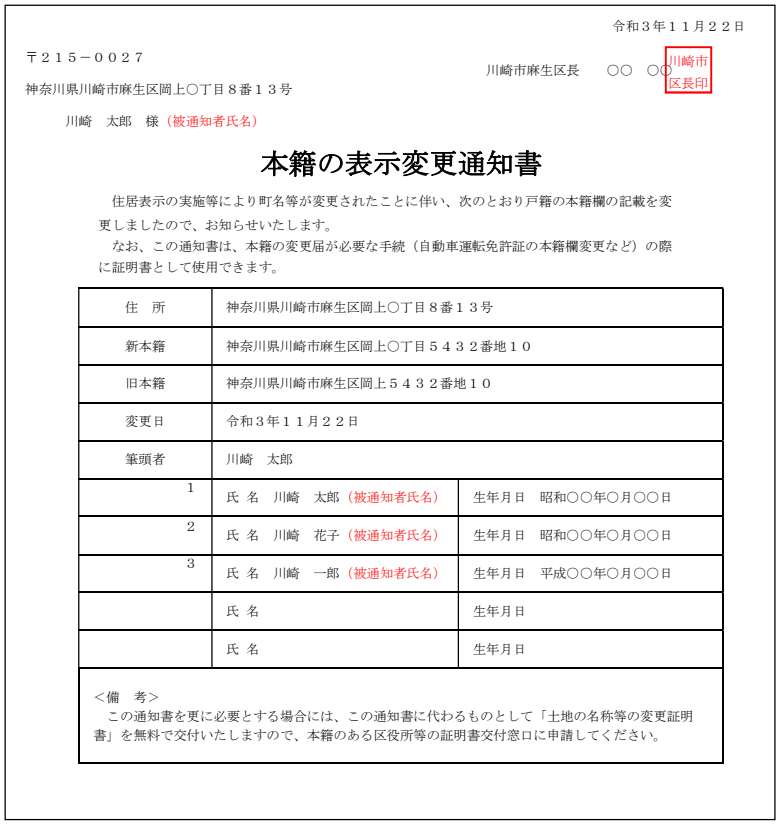

令和３年１１月２２日

〒２１５－００２７
神奈川県川崎市麻生区岡上〇丁目８番１３号
川崎　太郎　様（被通知者氏名）

川崎市麻生区長　〇〇　〇〇　川崎市区長印

本籍の表示変更通知書

住居表示の実施等により町名等が変更されたことに伴い、次のとおり戸籍の本籍欄の記載を変更しましたので、お知らせいたします。
なお、この通知書は、本籍の変更届が必要な手続（自動車運転免許証の本籍欄変更など）の際に証明書として使用できます。

住　所	神奈川県川崎市麻生区岡上〇丁目８番１３号	
新本籍	神奈川県川崎市麻生区岡上〇丁目５４３２番地１０	
旧本籍	神奈川県川崎市麻生区岡上５４３２番地１０	
変更日	令和３年１１月２２日	
筆頭者	川崎　太郎	
1	氏　名　川崎　太郎（被通知者氏名）	生年月日　昭和〇〇年〇月〇〇日
2	氏　名　川崎　花子（被通知者氏名）	生年月日　昭和〇〇年〇月〇〇日
3	氏　名　川崎　一郎（被通知者氏名）	生年月日　平成〇〇年〇月〇〇日
	氏　名	生年月日
	氏　名	生年月日

＜備　考＞
この通知書を更に必要とする場合には、この通知書に代わるものとして「土地の名称等の変更証明書」を無料で交付いたしますので、本籍のある区役所等の証明書交付窓口に申請してください。

この通知が不足した場合は、
11 月 22 日（月）以降に**「土地の名称等の変更証明書」(無料)**を御請求ください。
(詳細は４ページ「５　証明書の交付について」を参照)

3　郵便について

○郵便番号　→　変更はありません。

○宛先が住居表示前の住所で書かれた郵便物について

旧住所宛ての郵便物は、**住居表示の実施後も５年程度**は従来どおり配達されます。
それ以降については、住居表示実施時の資料などにより把握できる範囲のみ配達されますので、順次、新しい住所への切替え手続をお願いします。なお、郵便局への新住所の連絡は必要ありません。

問合せ先　日本郵便株式会社　**麻生郵便局**
【電話】**０５７０－９４３－６４４**（音声案内　３を選択）
【受付時間】午前９時～午後５時
【所在地】〒２１５－８７９９　麻生区万福寺５丁目１番１号　地図１

4 街区表示板の設置

１１月２２日(月)以降、街区の角付近の見やすい位置にある電柱等に**街区表示板**を設置しますので、御理解・御協力をお願いいたします。

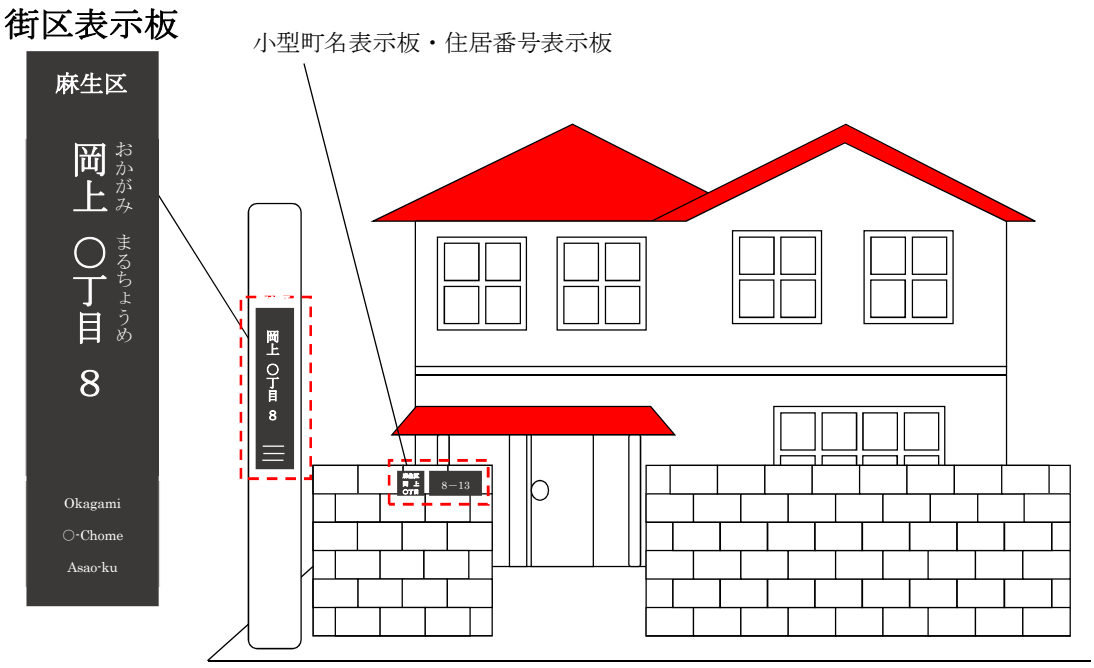

※街区表示板の破損又は落失等を見かけた場合は、戸籍住民サービス課へ御連絡ください。

5 証明書の交付について

「通知書」又は「本籍の表示変更通知書」が追加で必要な場合や、１５歳未満の方の住居表示変更の証明が必要な場合は、通知書と同じ効力を持つ次の証明書を**１１月２２日（月）以降**に請求できます。手数料はかかりません。

住居表示実施日から２週間程度は、区役所の窓口が大変混み合います。
証明書の発行は実施日以降いつでも可能ですので、できるだけ混雑期を避けて窓口にお越しいただくか、郵送請求を御利用ください。12 ページで混雑状況確認方法を御案内しています。

証　明　書	請　求　先　の　窓　口
「住居の表示の変更証明書」 ⇒ **住所** が変更になったことの証明 （「通知書」と同じ効力を持ちます。）	**麻生区役所区民課　２階①番窓口** 【電話】０４４－９６５－５１２２ 【所在地】〒２１５－８５７０ 地図１ 麻生区万福寺１丁目５番１号
「土地の名称等の変更証明書」 ⇒ **本籍** が変更になったことの証明 （「本籍の表示変更通知書」と同じ効力を持ちます。）	

郵　送　に　よ　る　証　明　書　の　請　求　方　法
次の書類を同封し、麻生区役所区民課（上記の住所）に郵送してください。 ・必要な証明書の名称、証明を受ける方の住所（「土地の名称等の変更証明書」を請求する場合は本籍）・氏名、申請者の住所・氏名・電話番号、必要な枚数　を記入した用紙（便せん等） ・返信用封筒（返信先の住所や宛て名を記入し、切手を貼ったもの）

6 新しい住所等の表し方（例）

【住所】 新しい町名と街区符号・住居番号で表します。

<実施前>	川崎市　麻生区　岡上　５４３２番地１０
<実施後>	川崎市　麻生区　**岡上○丁目**（新しい町名）　**８番**（街区符号）　**１３号**（住居番号）
●３階建てで１５戸以上又は４階建て以上で１０戸以上のマンション・団地等の場合	
<実施前>	川崎市　麻生区　岡上　９８７６番地５　□□マンション１０１（方書（かたがき））
<実施後>	川崎市　麻生区　**岡上○丁目**（新しい町名）　**１番**（街区符号）　**２－１０１号**（住居番号）　□□マンション（方書（かたがき）） 部屋番号までが住所になります

【本籍】 新しい町名と従来の地番で表します。　※住所の表し方とは別です。

<実施前>	川崎市　麻生区　岡上　５４３２番地１０
<実施後>	川崎市　麻生区　**岡上○丁目**（新しい町名）　５４３２番地１０　←新しい町名に変わり、番地はそのままです。
●実施日以降、転籍届により街区符号を用いて本籍を表示することができます。	
<転籍後>	川崎市　麻生区　**岡上○丁目**（新しい町名）　**８番**（街区符号） ※転籍届の詳細は、麻生区役所区民課（電話０４４－９６５－５１２３）までお問合せください。

【不動産（土地・建物）】 新しい町名と従来の地番で表します。

[土　　地]	
<実施前>	川崎市　麻生区　岡上字杉山下　５４３２番１０
<実施後>	川崎市　麻生区　**岡上○丁目**（新しい町名）　５４３２番１０
[建　　物]	←新しい町名に変更され、字（あざ）の表示が無くなります
<実施前>	川崎市　麻生区　岡上字杉山下　５４３２番地１０
<実施後>	川崎市　麻生区　**岡上○丁目**（新しい町名）　５４３２番地１０

※法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明書等の請求の際には、土地や建物の所在地は**住居番号ではなく土地の番号（地番）**で申請してください。

7 建物の新築・改築等をする場合に必要な届出

住居表示の実施後に建物の新築、建替えをする場合又は、建物の出入口の変更を伴う改築、取壊し等をする場合には届出が必要になります。
今後建替え等をされる際には、次のとおり手続をしてください。

《必要書類》

①住居表示に関する建築物の新築等届出書

届出書は川崎市役所ホームページでダウンロードできます。（ＰＤＦ形式）
（本市ホームページのトップページ上部の検索バーから次の図のように検索してください。）

各区役所区民課及び川崎市市民文化局戸籍住民サービス課窓口でも配布しています。

②案内図（地図に建築場所を印してください。）
③配置図（出入口を矢印で印してください。）
④公図の写し（お手元にあれば、コピーして添付してください。）
⑤各階平面図（共同住宅の場合は、部屋番号を入れたもの。一戸建の場合は不要です。）

《送付先・問合せ先》郵送で届出ができます。

〒２１０－０００７　川崎市川崎区駅前本町１１－２　川崎フロンティアビル９階
川崎市　市民文化局　戸籍住民サービス課　管理担当　地図４
【電話】０４４－２００－２７３５　【ファクス】０４４－２００－３９１２
※上記窓口でも届け出ることができます。（受付時間　平日午前８時３０分～午後５時）
なお、この届出は区役所では受け付けていません のでご注意ください。

8 住所変更の手続について

住居表示の実施により、住所や本籍の表記が変更されます。本人による住所変更手続が必要とされるものについては、**１１月２２日以降**に順次手続をお願いいたします。

■手続が不要なもの（公簿関係）

対　　象	内　　容
住民票	自動的に新しい住所に変更されます。
印鑑証明（印鑑登録原票）	
戸籍、戸籍の附票	
125cc 以下の二輪車（原動機付自転車等）	
土地登記簿･建物登記簿の表題部の所在欄	表題部は法務局にて職権で変更されるため、手続が不要です。ただし、所有者等の住所の変更については、手続が必要です。詳しくは１０ページを御参照ください。
旅券（パスポート）の住所	最終ページに旧住所の記載がある方は、御自身で二重線を引き訂正してください。 【問合せ先】神奈川県パスポートセンター電話案内センター 【電話】045-222-0022

■手続が不要なもの（保険証・医療証関係）

地図１

対　　象	内　　容	問合せ先【麻生区役所】
国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証も含む）	旧住所表記のままで引き続き使用できます。 新住所が記載されたものを希望される場合は、麻生区役所の担当部署にお問合せください。	保険年金課 国保資格・賦課係 【電話】044-965-5189
後期高齢者医療被保険者証		保険年金課 後期・介護保険料係 【電話】044-965-5188
介護保険被保険者証		
身体障害者手帳	旧住所表記のままで引き続き使用できます。 新住所が記載されたものを希望される場合は、麻生区役所の担当部署にお問合せください。	高齢・障害課 障害者支援係 【電話】044-965-5159
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		高齢・障害課 精神保健係 【電話】044-965-5259
自立支援医療受給者証（精神通院医療）		
(乳)医療証（小児）	引き続き使用できます。 市から新住所が表示された医療証を該当者に順次郵送します。古い医療証は、次回来庁の際に、麻生区役所保険年金課に御返却ください。	保険年金課 国保給付・医療費助成係 【電話】044-965-5264
(親)福祉医療証（ひとり親家庭等）		
(障)医療証（重度障害者）		
(ぜ)医療費受給証（小児ぜん息患者）	引き続き使用できます。 市から新住所が表示された医療証を該当者に順次郵送します。古い医療証は、次回来庁の際に、麻生区役所地域ケア推進課に御返却ください。	地域ケア推進課 【電話】044-965-5156
(成ぜ)医療証（成人ぜん息患者）		

■手続が不要なもの（前述以外の代表的なもの）

対　　象	内　　容	問合せ・手続先
年金 ・国民年金・厚生年金受給権者（当該年金を受給している方） ・国民年金第１号被保険者（自営業、学生等） ・国民年金第３号被保険者（会社員、公務員に扶養されている配偶者） ・厚生年金被保険者	手続は**原則不要**ですが、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方、住民票の住所以外の居所を登録している方は、住所変更手続をする必要がありますので、詳細は年金事務所にお問合せください。 また、住居表示後に日本年金機構から送付された通知等の住所が変更にならない場合は手続が必要になることがありますので、年金事務所にお問合せください。 ※厚生年金に加入されている方・その扶養に入られている配偶者の方は、お勤めの会社へ届け出てください。 **※企業年金を受給している方は別途手続が必要となります**ので、加入されている年金の管轄の事務所等に個別にお問合せください。	日本年金機構 **高津年金事務所** 【電話】 044-888-0111 【所在地】地図３ 高津区久本 1-3-2 【受付時間】 平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
水道 **東京ガス** **NTT 固定電話** **東京電力** **NHK**	手続は不要です。 ただし、左記の事業者以外から電気やガスを購入している場合は、手続が必要となることがありますので、契約先に御確認ください。	
学校	(1) 川崎市立の小中高等学校に就学している場合は手続不要です。ただし、学校から新住所の記載を求められた場合は御対応ください。 (2) 上記以外の学校に就学している場合は学校にお問合せください。証明書の提示を求められた場合には、麻生区役所にて無料で住居表示を実施したことの証明書を発行できます（４ページ 5「証明書の交付について」参照）。	
車庫証明	車庫証明の変更は、本人の引越しや名義変更の際に必要となるもののため、住居表示に関する手続は不要です。	
郵便	配達に関する手続は不要です。ただし、ゆうちょ銀行、かんぽ保険等については手続が必要です。	
ふるさと納税ワンストップ特例制度	既に申請済みの場合、自治体によって手続が必要になることがありますので、納付先の自治体に御確認ください（納付先が川崎市の場合は手続不要です）。なお、11 月 22 日以降に申請する場合は新しい住所で申請してください。	

■手続が必要なもの【自動車関係】（１１月２２日以降に手続してください）

	対　　象	手続内容	問合せ・手続先
□	**自動車運転免許証**の住所・本籍欄	【いつまで】実施後速やかに（免許証の次回更新時でも差支えありません） 【必要なもの】 ①運転免許証 ②通知書（または住居の表示の変更証明書） ③本籍の表示変更通知書（または土地の名称等の変更証明書） ※ ③は本籍が実施区域内にある場合、11 月 22 日以降郵送されますので、本籍の変更も同時に行う場合は、③が届いてから手続をしてください。	**麻生警察署交通課** **交通総務係免許窓口** 【電話】044-951-0110 【所在地】〒215-0026 麻生区古沢 86-1 地図１ 【受付時間】 午前 9 時～正午、 午後 1 時～午後 4 時（土日祝日、年末年始を除く）
	免許証の住所変更窓口は、住居表示実施後から１月頃まで混雑が予想されます。 新型コロナウイルス感染予防等の観点から、２月以降の手続をお勧めします。		
□	**自動車検査証**（軽自動車を除く自動車と 250cc を超える二輪車）の住所欄及び使用の本拠の位置欄	【いつまで】実施後速やかに 【手続方法】窓口のみ（郵送不可） 【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示の変更証明書） ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③印鑑（認印。スタンプ印不可）	関東運輸局神奈川運輸支局 **川崎自動車検査登録事務所** 【電話】050-5540-2036 オペレーター対応　0→37 を選択 音声案内　0 → 321 を選択 【所在地】地図４ 川崎区塩浜 3-24-1 【受付時間】午前 8 時 45 分～午前 11 時 45 分、 午後 1 時～午後 4 時（土日祝日、年末年始を除く）
□	**軽自動車届出済証**（軽二輪[125cc を超え 250cc 以下]）の住所欄及び使用の本拠の位置欄		
□	**自動車検査証（軽自動車）**の住所欄及び使用の本拠の位置欄	【いつまで】実施後速やかに 【手続先】右記 【手続方法】窓口のみ（郵送不可） 【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示の変更証明書） ②自動車検査証	**軽自動車検査協会神奈川事務所** 【電話】050-3816-3118 【所在地】横浜市都筑区佐江戸町字宮田 770－1 地図２ 【受付時間】午前 8 時 45 分～午前 11 時 45 分、午後 1 時～午後 4 時（土日祝日、年末年始を除く）

※業者等に自動車検査証の手続を依頼する場合、代行手数料が発生することがありますので事前に相手方に確認してください。

■手続が必要なもの【不動産関係】（１１月２２日以降に手続してください）

	変更対象	手続内容	問合せ・手続先
□	**土地・建物等の登記** （所有者の住所欄） ※不動産の所在地[表題部]は自動的に新町名に変更されます。	【いつまで】今後売買・相続・抵当権設定等の登記を申請するまでに 【手続先】 不動産の所在地を管轄する法務局 【手続方法】窓口または郵送 【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示の変更証明書） ②登記申請書（同封の用紙が不足する場合は、コピーして使用するか、市ホームページからも印刷できます。） ③申請者ごとの印鑑（スタンプ印不可） 【費用】通知書を提出することで登録免許税は非課税になります。 ※申請用紙の記載例は **13～15ページ「9　土地・建物登記申請書の記載方法について」**を参照	**(1)麻生・多摩・宮前・高津区内の不動産** **横浜地方法務局麻生出張所** 【電話】044-955-2222 【所在地】地図１ 麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎 **(2)川崎・幸・中原区内の不動産** **横浜地方法務局川崎支局** 【電話】044-244-4166 【所在地】地図４ 川崎区宮前町 12-11 川崎法務総合庁舎 **(3)上記以外の不動産** 法務局ホームページから不動産の所在地を管轄する法務局を御確認ください。なお、お問い合わせについては、上記法務局でも差支えありません。 【受付時間】午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く）

■手続が必要なもの【法人関係】（１１月２２日以降に手続してください）

	変更対象	手続内容	問合せ・手続先
□	**法人登記** （本店・支店・役員等の住所変更）	【いつまで】 本店は実施日から 2 週間以内。支店は 3 週間以内。 【必要なもの】 ①通知書（または住居の表示の変更証明書） ②変更登記申請書 ③法務局へ提出している印鑑 ※法人に対しては、通知書等とあわせて「**法人の変更登記のしおり**」をお配りしています。詳細はそちらを御覧ください。	法人の所在地を管轄する法務局。 **川崎市内の法人の場合は、横浜地方法務局法人登記部門**の管轄です。 【電話】045-641-7956 【所在地】横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 6 階 【受付時間】午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く）

■手続が必要なもの【マイナンバー関係】(１１月２２日以降に手続してください)

住居表示実施日から２週間程度は、区役所の窓口が大変混み合います。
実施日以降であれば手続はいつでも可能ですので、混雑期を避けての来庁をお勧めします。

	変更対象	手続内容	問合せ・手続先
□	**マイナンバーカード（写真付き）** （表） （裏）	券面の住所を更新します。 【いつまで】11 月 22 日以降来庁時 【必要なもの】 ①マイナンバーカード（写真付き） ②交付時に設定した住民基本台帳用暗証番号(４桁の数字。不明な場合は本人がパスワードを再設定する必要があります。再設定にはマイナンバーカード以外にもう１点本人確認資料が必要になります。) ※同一世帯の御家族で、上記②の暗証番号がわかる場合に限り、代理で更新手続をすることができます。委任状は不要ですが、代理人の本人確認資料（運転免許証等）が必要になります。 ※e-Tax 等で使用する署名用電子証明書（公的個人認証サービス）は、住居表示後も失効せず引き続き使用できます。 **※マイナンバー通知カード（薄い緑色の紙製カードで、写真付きでないもの）については、新住所の記載ができません。マイナンバーは変わりませんので、引き続きマイナンバー確認用の書類として保管してください。**	**【問合せ】マイナンバーコールセンター** **【電話】** **0120-380-366** 【受付時間】午前 9 時～午後 7 時（年末年始を除く） ※一部、IP 電話等で上記の番号に繋がらない場合は、**050-3818-8783** におかけください。 **【手続場所】** **麻生区役所区民課** **（２階③番窓口）** 【電話】044-965-5212 【所在地】地図１ 麻生区万福寺 1-5-1 【受付時間】 平日　午前 8 時 30 分～午後 5 時、 第 2･4 土曜日　午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分(第 2・4 土曜以外の土日祝日、年末年始除く)
□	**住民基本台帳カード（写真付きかつ有効期間内のもの）**	カードの裏面に新住所を記載します。詳細はお問合せください。 なお、マイナンバー法の施行に伴い、住民基本台帳カードの新規交付及び再交付はできませんので、写真付きのマイナンバーカード(個人番号カード)への切替えを御検討ください。	**麻生区役所区民課** （２階④番窓口） 【電話】044-965-5122 【所在地】地図１ 麻生区万福寺 1-5-1 【受付時間】平日　午前 8 時 30 分～午後 5 時、第 2･4 土曜日　午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分(第 2・4 土曜以外の土日祝日、年末年始除く)

■手続が必要なもの【外国人関係】（１１月２２日以降に手続してください）

住居表示実施日から２週間程度は、区役所の窓口が大変混み合います。
実施日以降であれば手続はいつでも可能ですので、混雑期を避けての来庁をお勧めします。

	変更対象	手続内容	問合せ・手続先
□	**在留カード**	カード表面の住所を更新しますので、在留カードまたは特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）を麻生区役所の区民課窓口に持参してください。	**麻生区役所区民課**（２階④番窓口） 【電話】044-965-5122 【所在地】麻生区万福寺 1-5-1 地図１ 【受付時間】 平日　午前 8 時 30 分～午後 5 時、 第 2･4 土曜日　午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分（第 2・4 土曜日以外の土日祝日、年末年始を除く）
□	**特別永住者証明書**		

麻生区役所区民課の混雑状況は下記のホームページから確認できます。

マイナンバーカードの手続や住民票等の証明発行窓口の受付待ち人数を、
下記の麻生区役所ホームページで確認することができますので、来庁の際は
あらかじめ御確認いただくことをお勧めします。

（麻生区役所）区民課の窓口混雑状況
https://www.neconome.com/S0K01.html?bkn_cd=000277

■その他、手続が必要なものの例（１１月２２日以降に手続してください）

	変更対象	手続内容
□	携帯電話、インターネット回線契約等	**手続方法については各関係先にお問合せください。** なお、住居表示に関する公的な証明の提出が必要となった場合は、「通知書」（または住居の表示の変更証明書）を御利用ください。
□	生命保険、医療保険等	
□	銀行、証券会社等	
□	勤務先への届け	
□	各種免許証・許可証等	
□	各種会員登録等	

※ホームページ等から住所変更の手続をする場合、新しい郵便番号や町名が選択できないことがあります。各社が使用しているシステム等の更新時期によって新郵便番号等の反映されるタイミングが異なりますので、期間をあけて手続していただくか、各手続先に個別にお問合せください。

9 土地・建物登記申請書の記載方法について（川崎市内の土地・建物の場合）（１１月２２日以降に手続してください）

○登記申請書は１枚作成し、登記原因証明情報（「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」）を添付して、法務局（登記所）に提出してください。登記完了後、登記完了証が交付されます。

○郵送による登記申請書の提出及び登記完了証の受領が可能です。
必要書類と一緒に、返信用封筒(郵便料金+簡易書留 320 円の切手を貼付したもの)を同封し、登記申請書記載の送付の方法により登記完了証等の交付を希望する旨の文頭の□にチェックをつけてください。

○下記の【記載事項】及び 14・15 ページの書式例を参照し、下線の箇所を記入してください。

○数字は「０１２３４５６７８９」を用いて記入してください。

○登記申請書は、御自身で同様の書式を作成したものでも構いません。

※不動産所有名義人の住所変更は、売買、抵当権設定などの申請をする際に手続されても構いません。

※同封した登記申請書が不足する場合は、コピーして使用するか、市ホームページからも印刷できます。

【記載事項】

①変更後の事項
住居表示で変更になった**新しい住所**を記入して下さい。

②申請人
新しい住所、氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印（認印で結構ですが、スタンプ印は不可です。）してください。また、共有者の方で変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、共有者ごとに別の印を押印してください。
※３人以上で共有の場合は、３人目以降は余白に住所・氏名を記入し、押印してください。

③添付書類
登記原因証明情報（「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」）を各申請人分添付してください。なお、通知書に記載されている実施前の住所と登記上の住所が違う方は、その移転等を証明するもの（住民票等）も必要ですので、詳しくは法務局（登記所）にお問合せください。

④申請年月日
法務局（登記所）へ提出する年月日を記入し、提出先の支局又は出張所名を記入してください。

⑤不動産の表示
新しい町名以外は、登記事項証明書や皆さんがお持ちの登記済証（権利証）又は登記完了証を参照し、登記情報のとおりに記入してください。

【管轄の法務局】

所有している土地や建物がある場所によって、管轄の法務局（登記所）が異なります。

※登記手続案内は**予約制**となっております。事前に、電話にて手続案内日時をお申し込みください。予約された日時に法務局から電話をおかけして登記手続案内をいたします。

○高津、宮前、多摩、麻生区内にあるものは、**横浜地方法務局麻生出張所**の管轄です。
麻生区上麻生１丁目３番１４号　☞案内図１６ページ　地図１
電話０４４－９５５－２２２２

○川崎、幸、中原区内にあるものは、**横浜地方法務局川崎支局**の管轄です。
川崎区宮前町１２番１１号　☞案内図１７ページ　地図４
電話０４４－２４４－４１６６

受付時間は午前８時３０分～午後５時１５分です（土・日・祝日、年末年始を除く）。

【書式例１】　登記申請書の記載例　（土地と建物を同時に申請する場合）

・下線の部分を御記入ください。
・新しい町名以外は、登記情報のとおりに御記入ください。

※受付シールを貼るスペースです。この部分には何も記載しないでください。

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権登記名義人住所変更

原　　因　　令和３年１１月２２日住居表示実施

変更後の事項　住所　川崎市麻生区岡上　〇丁目　　５番　　６号

申　請　人　　川崎市麻生区岡上　〇丁目　　５番　　６号
川　　崎　　太　　郎　　印
連絡先の電話番号　０００－０００－０００

申請書提出年月日

添　付　書　類
登記原因証明情報　（１通）

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請　横浜地方法務局　麻生出張所

登録免許税　登録免許税法第５条第４号により非課税

□申請人の住所宛送付の方法により登記完了証等の交付を希望する。
（返信用封筒及び切手を御用意ください）

不動産の表示
不動産番号　１２３４５６７８９０１２３
所　　在　川崎市麻生区岡上〇丁目
地　　番　〇〇番
地　　目　宅　　地
地　　積　１２３・４５平方メートル

不動産番号　０９８７６５４３２１０１２
所　　在　川崎市麻生区岡上〇丁目〇〇番地
家屋番号　〇〇番
種　　類　居　　宅
構　　造　木造かわらぶき２階建
床面積　１階４３・００平方メートル
２階３８・６２平方メートル

住居表示後の所有者の新しい住所

平日日中に連絡が取れる連絡先（携帯電話等）

「通知書」又は「住居の表示の変更証明」

管轄の法務局を記載

登記事項証明書等に記載されている不動産番号を記載した場合は、その他（所在等）の記載を省略することができます。

新しい町名と従前の地番で記入してください。

※書き方については法務局へお問合せください。

【書式例２】　登記申請書の記載例　（敷地権の登記がある区分建物）

・下線の部分を御記入ください。
・新しい町名以外は、登記情報のとおりに御記入ください。

※受付シールを貼るスペースです。この部分には何も記載しないでください。

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権登記名義人住所変更

原　　因　　令和３年１１月２２日住居表示実施

変更後の事項　住所　川崎市麻生区岡上　〇丁目　５番　６号

申　請　人　　川崎市麻生区岡上　〇丁目　５番　６号
川　崎　太　郎　印
連絡先の電話番号　０００－０００－０００

申請書提出年月日

添　付　書　類
登記原因証明情報　（１通）

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請　横浜地方法務局　麻生出張所

登録免許税　登録免許税法第５条第４号により非課税

□申請人の住所宛送付の方法により登記完了証等の交付を希望する。
（返信用封筒及び切手を御用意ください）

不動産の表示
所　　在　　川崎市麻生区岡上〇丁目
一棟の建物の表示
所　　在　　川崎市麻生区岡上〇丁目１０３１番地１５
建物の名称　　〇〇マンション
不動産番号　　１２３４５６７８９０１２３
専有部分の建物の表示
家屋番号　　岡上〇丁目１０３１番の１５
建物の名称　　３０１号
種　　類　　居宅
構　　造　　鉄骨造１階建
床面積　　３階部分　６０・１２平方メートル
敷地権の表示
符　　号　　１
所在及び地番　　川崎市麻生区岡上〇丁目１０３１番
地　　目　　宅地
地　　積　　５００・００平方メートル
敷地権の種類　　所有権
敷地権の割合　　１０００分の３５

住居表示後の所有者の新しい住所

平日日中に連絡が取れる連絡先（携帯電話等）

「通知書」又は「住居の表示の変更証明」

管轄の法務局を記載

登記事項証明書等に記載されている不動産番号を記載した場合は、その他（所在等）の記載を省略することができます。

新しい町名と従前の地番・家屋番号で記入してください。

不動産番号を記載した場合でも「敷地権の種類」「敷地権の割合」の記載を省略することはできません。

※書き方については法務局へお問合せください。

関係機関案内図

地図１

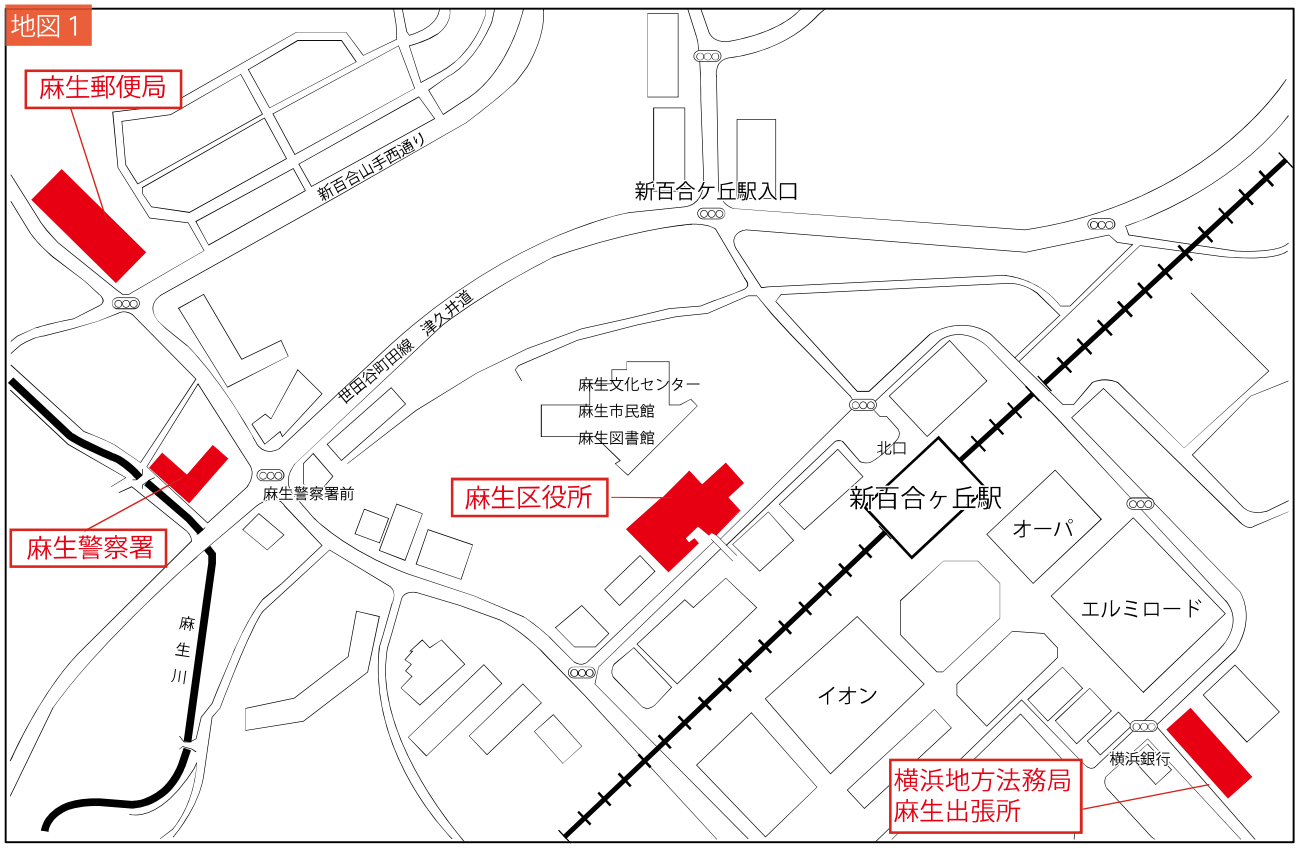

地図２

地図３

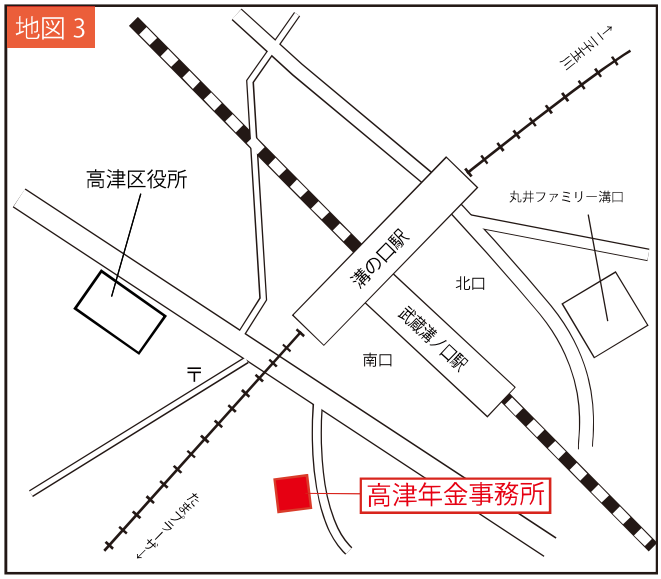

地図４

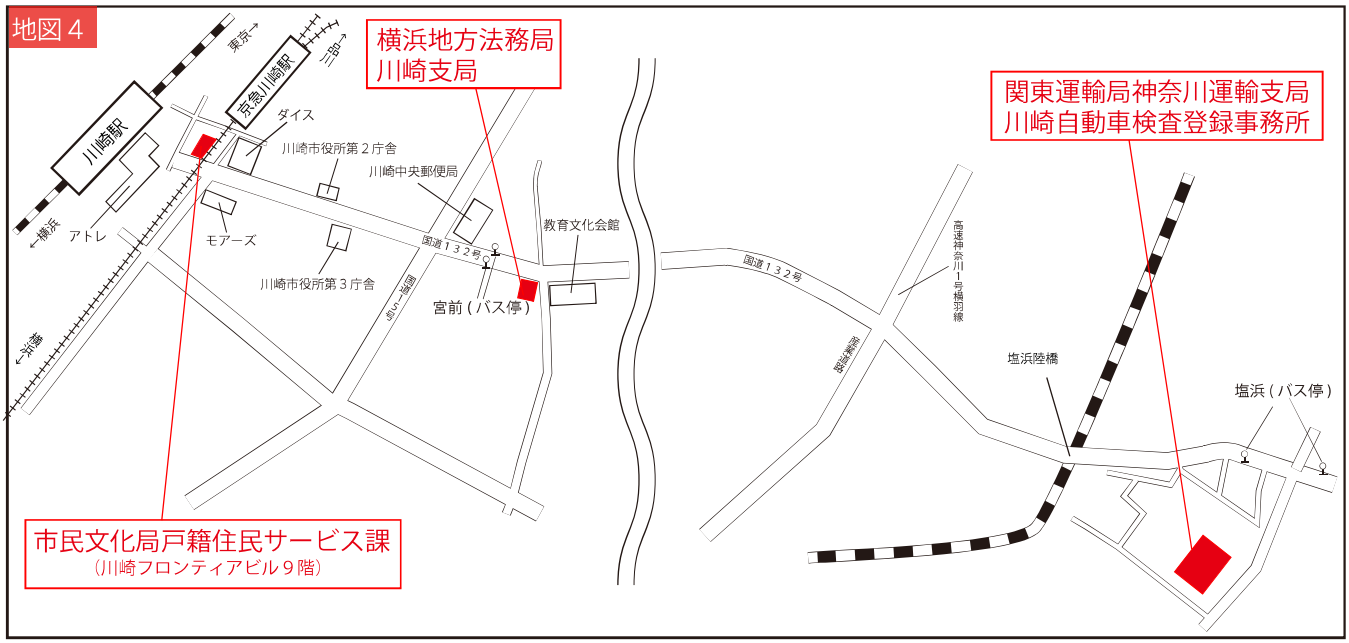
横浜地方法務局
川崎支局
関東運輸局神奈川運輸支局
川崎自動車検査登録事務所
市民文化局戸籍住民サービス課
（川崎フロンティアビル９階）
東京→
←三郎
京急川崎駅
川崎駅
ダイス
川崎市役所第２庁舎
川崎中央郵便局
←横浜
アトレ
モアーズ
教育文化会館
国道１３２号
川崎市役所第３庁舎
←渋滞
宮前（バス停）
国道１３２号
首都高速神奈川１号横羽線
塩浜陸橋
塩浜（バス停）

関　係　機　関　　問　合　せ　先　一　覧

（住居表示実施直後は電話が大変混み合い、繋がりにくいことがあります）

麻生区役所（麻生区岡上地区の管轄）　〒２１５－８５７０　麻生区万福寺１丁目５番１号

マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード 特別永住者証明書、在留カードの手続に関すること		**区民課**住民記録第１係 電話(０４４)９６５－５１２２
「住居の表示の変更証明書」 「土地の名称等の変更証明書」の交付に関すること		
国民健康保険（兼高齢者受給証含む）		**保険年金課**国保資格・賦課係 電話(０４４)９６５－５１８９
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証に関すること		**保険年金課**後期・介護保険料係 電話(０４４)９６５－５１８８
㊳医療証（小児）、㊱福祉医療証（ひとり親家庭等） ㊴医療証（重度障害者）に関すること		**保険年金課**国保給付・医療費助成係 電話(０４４)９６５－５２６４
障害者手帳に関すること	身体障害者手帳、療育手帳	**高齢・障害課**障害者支援係 電話(０４４)９６５－５１５９
	精神障害者保健福祉手帳	**高齢・障害課**精神保健係 電話(０４４)９６５－５２５９
㊷医療費受給証（小児ぜん息患者） 成せ医療証（成人ぜん息患者）に関すること		**地域ケア推進課** 電話(０４４)９６５－５１５６

郵便に関すること

日本郵便株式会社　**麻生郵便局**
電話（０５７０）９４３－６４４
〒２１５－８７９９　麻生区万福寺５丁目１番１号

運転免許証に関すること

麻生警察署交通課交通総務係免許窓口
電話（０４４）９５１－０１１０
〒２１５－００２６　麻生区古沢８６番地１

車検証に関すること

関東運輸局神奈川運輸支局
川崎自動車検査登録事務所
電話（０５０）５５４０－２０３６
〒２１０－０８２６　川崎区塩浜３丁目２４番１号

軽自動車検査協会神奈川事務所
電話（０５０）３８１６－３１１８
〒２２４－００５４
横浜市都筑区佐江戸町字宮田７７０番１

不動産登記に関すること

横浜地方法務局麻生出張所
（高津・宮前・多摩・麻生区内の不動産）
電話（０４４）９５５－２２２２
〒２１５－００２１
麻生区上麻生１丁目３番１４号 川崎西合同庁舎２階

横浜地方法務局川崎支局
（川崎・幸・中原区内の不動産）
電話（０４４）２４４－４１６６
〒２１０－００１２
川崎区宮前町１２番１１号　川崎法務総合庁舎

年金に関すること

日本年金機構　高津年金事務所
電話（０４４）８８８－０１１１
〒２１３－８５６７
高津区久本１丁目３番２号

住居表示全般に関すること

川崎市　**市民文化局戸籍住民サービス課**
電話（０４４）２００－２７３６
ファクス（０４４）２００－３９１２
メール　25koseki@city.kawasaki.jp　→
〒２１０－０００７
川崎区駅前本町 11 番地２　川崎フロンティアビル９階